6.暮らしの支援

(1)障害者総合支援法によるサービス

①自 立 支 援 システム全 体

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」は、障害のある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年4月から施行されました。

■自立支援システム全体像

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

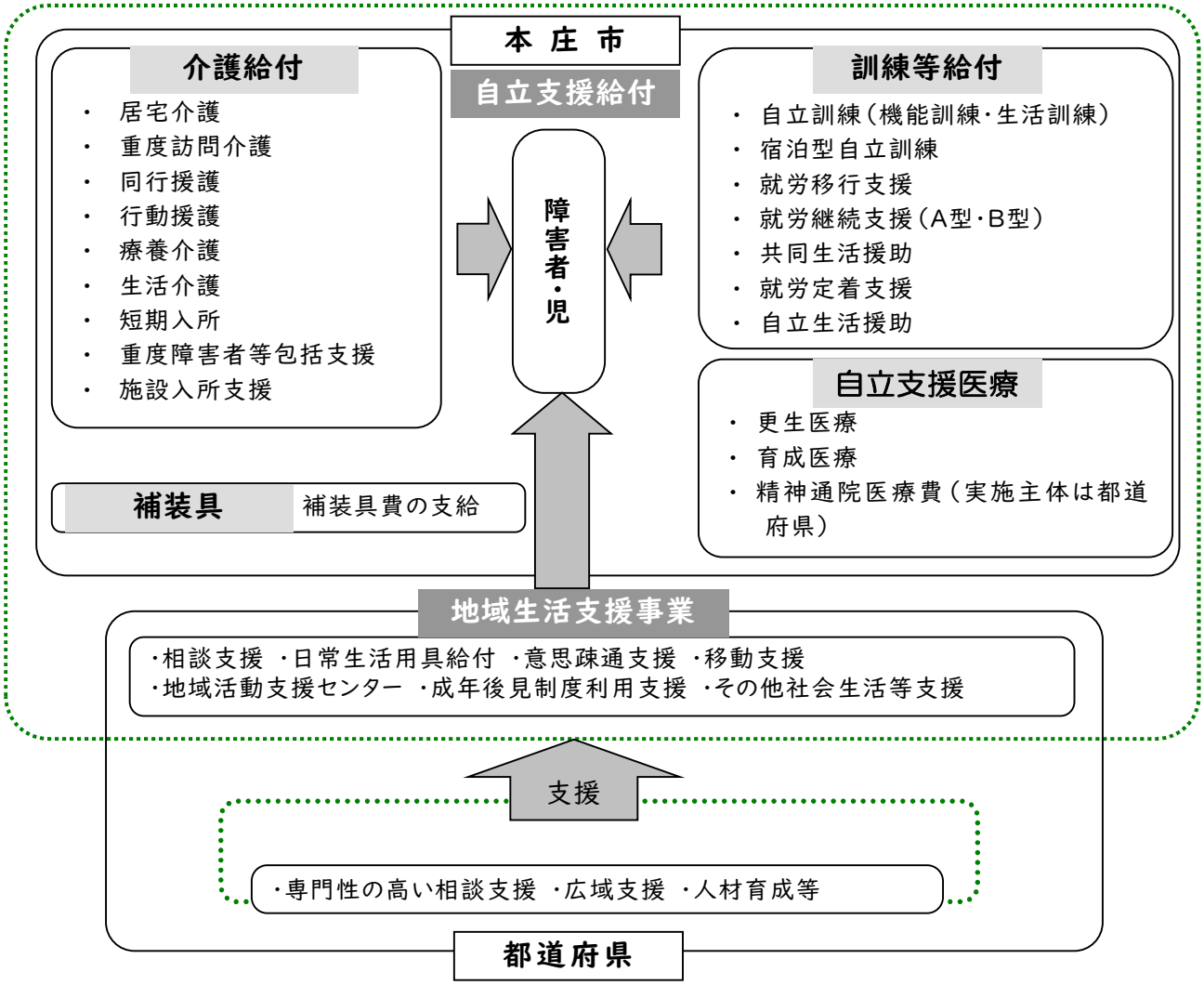

② サービスの対象者

◎身体障害者 ①身体障害者手帳を持っている方

◎知的障害者 ①療育手帳を持っている方

②知的障害者更生相談所又は児童相談所に知的障害と判定された方

◎精神障害者 ①精神障害者保健福祉手帳を持っている方

②精神障害のために障害年金を受給されている方

③精神障害のために特別障害給付金を受給されている方

④自立支援医療（精神通院医療）を受給されている方

⑤医師に精神障害と診断された方（診断書が必要です。）

◎難病患者等 ①「別表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）」に該当する方

（医師の診断書や特定疾病の医療受給者証等が必要です。）

◎障　害　児 ①身体に障害のある18歳未満の方

②知的障害又は精神に障害のある18歳未満の方

※ 介護保険制度によるサービスが受けられる場合は、原則として対象外になります。

③障害福祉サービス等の内容

1．介護給付（自立支援給付）

自宅や施設で介護の支援を受けるサービスです。

利用できるサービスは、障害支援区分（介護給付による支援の必要度を表す6段階の区分：区分6が一番必要度が高い）や一定の要件によって決まります。

種 類	名　称	障害支援区分と対象者	内　容
在宅で利用するサービス	居宅介護（身体介護・家事援助）	区分1（児童は同相当）以上	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。
	重度訪問介護	区分4以上で要件あり	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、外出時における移動支援等を総合的に行います。（原則として、居宅介護との併給はできません。）

<table>
<tr><th>種 類</th><th>名　称</th><th colspan="4">障害支援区分と対象者</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">外出時に利用するサービス</td><td>同行援護</td><td colspan="4">要件あり
※障害支援区分の認定は必要としません。</td><td>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動の援護その他必要な援助を行います。</td></tr>
<tr><td>行動援護</td><td colspan="4">区分3（児童は同相当）以上で要件あり</td><td>外出する際、危険を回避するために必要な支援等を行います。</td></tr>
<tr><td>居宅介護
(通院等介助)</td><td colspan="4">区分1（児童は同相当）以上　※身体介護を伴う場合は区分2（児童は同相当）以上で要件あり</td><td>病院等への通院および受診等の手続き等の介助、公的手続きのための官公署への訪問や相談支援事業者への相談・サービス事業者への見学の際の介助を行います。</td></tr>
<tr><td>居宅介護
(通院等乗降介助)</td><td colspan="4">区分1（児童は同相当）以上</td><td>通院等のための乗車または降車時の介助を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通所して利用するサービス</td><td rowspan="4">生活介護</td><td rowspan="2">入所併用</td><td>50歳以上</td><td>区分3</td><td rowspan="4">日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</td></tr>
<tr><td>50歳未満</td><td>区分4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通所のみ</td><td>50歳以上</td><td>区分2</td></tr>
<tr><td>50歳未満</td><td>区分3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住まいの場として利用するサービス</td><td>短期入所
(ショートステイ)</td><td colspan="4">区分1（児童は同相当）以上</td><td>自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td></tr>
<tr><td>療養介護</td><td colspan="4">要件により区分5以上又は区分6</td><td>医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設入所支援</td><td colspan="4">生活介護利用者のうち区分4（50歳以上は区分3）以上</td><td rowspan="2">夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自立訓練又は就労移行支援を受け、一定の要件を満たす人</td></tr>
</table>

在宅、通所、住まいの場	重度障害者等包括支援	区分6（児童は同相当）かつ要件あり	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 （他の障害福祉サービスとの併給はできません。）

2. 訓練等給付（自立支援給付）

リハビリテーションや一般就労に向けた訓練を行うサービスです。**原則として障害支援区分の認定は必要ありません。**ただし、自立訓練、就労移行支援、宿泊型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助は利用期間が限定されています。

種　類	名　称		対象者	内　容
通所して利用するサービス	自立訓練	機能訓練	入所施設・病院を退所・退院、特別支援学校を卒業した身体障害者	一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。
		生活訓練	入所施設・病院を退所・退院、特別支援学校を卒業した知的障害者・精神障害者	一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する65歳未満の障害者	一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型）		一般企業等での就労が困難な利用開始時に65歳未満の障害者	雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（B型）		一般企業等での就労が困難な障害者	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
住まいの場として利用するサービス	共同生活援助（グループホーム）		区分を問わず障害者	夜間や休日に共同生活を行う住居において、日常生活上の援助や相談を行います。 （原則として、居宅介護との併給はできません。）
	宿泊型自立訓練		入所施設・病院を退所・退院、特別支援学校を卒業した知的障害者・精神障害者	居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
その他	就労定着支援		要件あり	障害福祉サービスを利用して、雇用された方の就労の継続を図るために、連絡調整、相談、指導及び助言等の必要な支援を行いま

種　類	名　称	対象者	内　容
			す。
	就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用している及び意向を有する者	短期間の生産活動等通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向等の整理を行い、適切な支援の提供のための連絡調整や支援を行います。
	自立生活援助	要件あり	定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

3. 地域相談支援給付

地域生活への移行に向けた支援です。サービス利用料はすべて公費にて負担します。

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

4. 計画相談支援給付

介護給付、訓練等給付、地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成するサービス利用支援、サービス等利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う継続サービス利用支援を行います。

④ サービス利用の流れ

1. 相談・申請

受けたいサービスの種類や量、どのようにして使うのかなどについて、まずは障害福祉課又は支所市民福祉課にご相談のうえで申請ください。

2. サービス等利用計画案の作成依頼

作成をお願いしたい障害者相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらいます。また、自分で計画（セルフプラン）を作成することも可能です。

3. 面接調査

・申請が行われると、障害福祉課職員が、障害者総合支援法に基づく80項目（障害児の場合5領域11項目）の調査に沿って、利用者の身体状況や他サービスの利用状況などにつき利用

者本人にお会いしてお話を伺います。

・家事援助や身体介護、重度訪問介護等を希望する場合または来庁が困難な方については、ご自宅に訪問させていただきます。

4. 障害支援区分の一次判定・二次判定・障害支援区分の認定

①一次判定

面接調査の結果をもとに、法で定められた全国均一の基準による判定を行ないます。

②二次判定

一次判定を受け、医師の意見書、本人の詳細な状況や一次判定でくみとれない内容について審査会で審査、判定が行なわれ、どのくらいサービスが必要な状態なのか（障害支援区分）が決められます。

※1 審査会は、医師及び障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。

※2 障害支援区分の認定を行った場合、申請者に対し、障害支援区分の通知が行われます。

※3 訓練等給付、地域相談支援給付を希望される方、障害児の方の場合は、障害支援区分の判定は行われません。

5. 勘案事項調査・サービス利用意向の聴取・支給決定

サービス等利用計画案の内容、障害支援区分や利用者の生活・居住・就労の状況、要望などをもとにサービスの種類、支給量、支給期間、利用者負担額上限月額等を決定し、「**受給者証**」が交付されます。

※ 受給者証に記載されていないサービスは使えません。

6. サービスの利用

・利用者は、利用したい事業所・施設に受給者証を提示して契約を結びます。

・契約は、支給決定量の範囲内で行うこととなり、契約終了後、利用者は契約書や重要事項説明書等に定められた内容に基づいて、サービスを受けることができます。

7. 利用者負担額の支払

利用者は、サービスに係る利用料の原則1割を、決定された利用者負担上限月額まで、事業所・施設に直接支払います。

8. 介護給付費等(居宅サービス利用者)、訓練等給付費(施設サービス利用者)の支給

利用者負担額を控除した介護給付費等、訓練等給付費は、利用者に代わって本庄市が事業所・施設に直接支払います(代理受領)。

⑤ 利 用 者 負 担

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

1.利用者負担に関する配慮措置

①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
②医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）
③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
④補足給付（食費・光熱水費負担を減免）
⑤食費の人件費支給による軽減措置
⑥補足給付（家賃を補助）
⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

（1）入所施設利用者

・定率負担
①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

・食費・光熱水費
④補足給付（食費・光熱水費負担を減免）

（2）グループホーム利用者

・定率負担
①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

・食費・光熱水費等
⑥補足給付（家賃を補助）
食費については実費で負担。通所施設（事業）を利用した場合には⑤の軽減措置が受けられます。

（3）通所施設（事業）利用者

・定率負担
①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
＊就労継続支援A型（雇用型）事業を利用の場合、事業主の負担による減免措置
⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

・食費・光熱水費
⑤食費の人件費支給による軽減措置

（4）居宅介護利用者

・定率負担
①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）

⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

（5）療養介護利用者

・定率負担

①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）

②医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）

⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

2. 利用者負担のしくみ

①月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

Ⅰ 介護給付費及び訓練等給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分		負担上限月額
①生活保護		0円
低所得	②低所得Ⅰ	0円
	③低所得2	
④一般Ⅰ	居宅で生活する障害児	4,600円
	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
⑤一般2		37,200円

Ⅱ 療養介護医療に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
①生活保護	0円
②低所得Ⅰ	15,000円
③低所得2	24,600円
⑤一般（一般Ⅰ・2）	40,200円

負担上限月額を定める際の所得区分の設定について

①生活保護：生活保護受給世帯（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯についても同様の取扱い）

②低所得Ⅰ：市町村民税世帯非課税者であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下であるもの

③低所得2：市町村民税世帯非課税者のうち、②に該当しないもの

④一般Ⅰ ：市町村民税課税世帯に属する者のうち、市町村民税所得割額が16万円（障害児及び20歳未満の施設入所者にあっては28万円）未満のもの

⑤一般2 ：市町村民税課税世帯に属する者のうち、④に該当しないもの

〇所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲

18 歳以上の障害者 （施設に入所する 20 歳未満の者を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する 20 歳未満の者を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合や、補装具の給付や修理をした場合、それぞれの自己負担額も含む。）の合算額が基準額（37,200 円）を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、利用するサービスのうち最も高い利用者負担額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※ 世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

④ ⑤ 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

（入所者の場合）

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,500 円を限度として施設ごとに額が設定されることになりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を 55,500 円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。

（通所施設の場合）

通所施設では、低所得、一般１（グループホーム利用者（所得割 16 万円未満）を含む）の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

⑥ グループホーム利用に係る家賃の実費負担を軽減します。

利用者負担の区分が、生活保護、低所得に該当する方に対して、月１万円（家賃の額が１万円を下回る場合は、当該家賃の額）が支給されます。

⑦ 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担

額を引き下げます。

⑥ 受　給　者　証

介護給付、訓練等給付の支給決定者には「障害福祉サービス受給者証」が、地域相談支援の支給決定者には「地域相談支援受給者証」が交付されます。また療養介護の受給者には、障害福祉サービス受給者証と合わせて「療養介護医療受給者証」が交付されます。

受給者証にはサービスを利用するための大切な情報が記載されていますので、記載内容を必ず確認してください。

★ご注意ください。

○次の場合は、障害福祉課又は支所市民福祉課に届出をしてください。

・氏名が変わったとき

・市内で転居したとき

○次の場合は、受給者証の資格がなくなりますので障害福祉課又は支所市民福祉課に返還してください。

・サービスを利用する必要がなくなったとき

・市外に転出するとき

○ 転出先の市町村で、障害支援区分認定のための調査等を新たに受ける必要は ありません。

本庄市で認定を受けた障害支援区分および有効期間が引き続き有効となりますので、転出する際は本庄市から「障害支援区分認定証明書」の交付を受け、転入先の市町村に、当該証明書を添えて申請を行ってください。

（2）児童福祉法によるサービス

①サービスの内容

1.障害児通所給付（障害児通所支援）

児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への支援を行います。

2.障害児相談支援給付

障害児通所給付利用者の障害児支援利用計画を作成します。なお、障害児通所給付と障害者総合支援法における障害福祉サービスの両方を利用する場合は、障害児相談支援給付と計画相談支援の両方の対象になります。

3.障害児入所支援

障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。障害児入所支援の利用を希望する場合、保護者の方は、実施主体である埼玉県に支給申請を行います。

②サービス利用の流れ

1.相談

受けたいサービスの種類や利用予定の事業所、どのようにして使うのかなどについて、まずは障害福祉課又は支所市民福祉課にご相談ください。そのうえで、申請してください。

2.サービス等利用計画案の作成依頼

作成をお願いしたい障害児相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらいます。また、自分で計画（セルフプラン）を作成することも可能です。

3.申請・聞き取り

支給申請と同時に、市役所職員がサービス利用意向の聴取や障害児の調査項目に沿って、

利用者や家庭状況、他サービスの利用状況などについてお話を伺います。

4. 支給決定

障害児支援利用計画案の内容、利用者の生活・居住の状況、保護者の要望などをもとにサービスの種類、支給量、支給期間、利用者負担額等を決定し、「通所受給者証」が交付されます。

※通所受給者証に記載されていないサービスは使えません。

5. サービスの利用・利用者負担額の支払・障害児通所給付費の支給

支給決定後のサービス利用の手続きや自己負担の支払い等は、障害者総合支援法のサービス利用の流れと同様です。

③利 用 者 負 担

障害児通所給付での利用者負担は、サービス量と所得に応じた負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

負担上限月額は障害者総合支援法の利用者負担と同様の規定（P34.2 参照）で設定されます。

利用者負担に関する配慮措置

■多子軽減措置制度

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園・保育園などに通っている場合、障害児通所支援の利用者負担率が軽減されることがあります。

1. 対象者

① 世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上

就学前の障害児通所支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等に通園している第2子以降の者。

② 世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満

就学前の児童通所支援利用児童と生計を一にする兄姉がいる者。

2. 対象となる障害児通所支援

・児童発達支援

・医療型児童発達支援

・居宅訪問型児童発達支援

・保育所等訪問支援

3.軽減後の利用者負担額

① 世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上

	多子軽減措置の要件	児童通所支援の利用者負担額
第1子	障害児通所支援を利用している場合	軽減措置なし
第2子	第1子が幼稚園等に通っている、又は障害児通所支援を利用している場合に、第2子が障害児通所支援を利用する場合	利用者負担額は総費用額の 100分の５に軽減
第3子以降	第1子及び第2子が幼稚園等に通っている、又は障害児通所支援を利用している場合に、第3子が障害児通所支援を利用する場合	利用者負担額は0円に軽減

②世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満

	多子軽減措置の要件	児童通所支援の利用者負担額
第1子	障害児通所支援を利用している場合	軽減措置なし
第2子	第１子と生計を一にしている第２子が、障害児通所支援を利用している場合	利用者負担額は総費用額の 100分の５に軽減
第3子以降	第１子、第２子と生計を一にしている第３子が、障害児通所支援を利用している場合	利用者負担額は０円に軽減

④受　給　者　証

受給者証には、サービスを利用するための大切な情報が記載されていますので、記載内容を必ず確認してください。

〈注意〉

〇次の場合は、障害福祉課又は支所市民福祉課に届出をしてください。

・氏名が変わったとき　　・市内で転居したとき

・保護者が変わったとき

〇次の場合は、受給者証の資格がなくなりますので、障害福祉課又は支所市民福祉課に返還してください。

・サービスを利用する必要がなくなったとき

・市外に転出するとき

(3) 児童発達支援等自己負担金の補助

○本庄市多子世帯児童発達支援等利用負担額補助金

多子世帯における経済的な負担を軽減するため、児童発達支援等を利用する第3子以降の障害児の利用者負担額を補助します。

【申請の方法】

申請書に、利用者負担額の支払いを証明する書類を添付して申請してください。

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

（4）移動支援、一時預かり等のサービス

①障害者（児）移動支援事業（地域生活支援事業）

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより自立生活及び社会参加への支援を行います。

【対象者】

（1）身体障害者手帳を持っている方で、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害児者、全身性障害児者等

（2）療育手帳を持っている方

（3）知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方

（4）医師により発達に障害があると診断された方

（5）精神障害者保健福祉手帳を持っている方又はこれに準ずる方

（6）難病患者等

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

【利用者負担】

費用額の原則一割

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

【移動支援登録事業所（児玉郡市内）】

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
1	在宅介護本庄	本庄市早稲田の杜4-16-12	25-7374	23-3511
2	けあビジョン本庄	本庄市駅南 2-10-4 山岡ビル 101	27-2800	27-2801
3	児玉訪問介護ステーション	本庄市児玉町金屋1302-1	72-5515	72-5777
4	生協ヘルパーステーションこだま	児玉郡上里町七本木3556-4-102	35-3271	35-3275
5	ヘルパーステーション「けいあい」	児玉郡美里町小茂田749	75-2080	75-2082
6	ほーぷ	本庄市小島南 3-1-16 1-A	25-7222	25-7555
7	けあビジョン神川	児玉郡神川町植竹 836-4	71-4211	71-4221

②障害者（児）日中一時支援事業（地域生活支援事業）

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ること目的に行います。

【対象者】

（1）身体障害者手帳を持っている方

（2）療育手帳を持っている方

（3）知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方

（4）医師により発達に障害があると診断された方

（5）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

（6）難病患者等

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は**精神障害者保健福祉手帳** 等

【利用者負担】

費用額の原則一割

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

【日中一時支援登録事業所（児玉郡市内）】

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
1	ひまわり自立支援センター	本庄市今井1037-1	25-6600	25-6601
2	グリーンヒル美里	児玉郡美里町関2085-1	75-1200	76-4411
3	みさと	児玉郡美里町小茂田747-1	76-0055	76-3733
4	みさとの森	児玉郡美里町白石1848	76-1152	76-3744
5	デイケアセンターぬくもり	児玉郡神川町大字元阿保848−1	74-1111	74-1000
6	ほーぷ	本庄市小島南 3−1−16 1-A	25-7222	25-7555

③障害児（者）生活サポート事業

障害のある方と障害のある児童を対象に、外出援助、生活サポートセンターでの一時預かり、出張介護等のサービスを提供して在宅生活を支援します。利用には、障害福祉課又は支所市民福祉課での利用登録が必要です。利用時間の上限は1年度につき150時間で、登録手続きした月により利用時間の月割調整があります。

【対象者】

（1）身体障害者手帳を持っている方

（2）療育手帳を持っている方

（3）知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方

（4）医師により発達に障害があると診断された方

（5）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

（6）難病患者等

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は**精神障害者保健福祉手帳** 等

【利用者負担】

利用には、1時間当り950円の自己負担金が必要です。ただし、児童が利用する場合は、保護者の所得に応じて自己負担金の軽減制度があります。

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

【生活サポート登録事業所（本庄市内）】

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
1	ケアサポートミント	本庄市見福2-19-22	0495-22-13 13	

(5)在宅支援

①身体障害者訪問入浴サービス事業(地域生活支援事業)

重度の身体障害のある方が、自宅又はデイサービスセンターでの入浴が困難な場合、自宅に訪問入浴サービス事業者を派遣して、入浴サービスを提供します。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

この身体障害者訪問入浴サービス事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の重度身体障害者。ただし、介護保険制度による訪問入浴介護等を利用できる方は、原則として対象となりません。詳しくは窓口へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

(1)**申請書**(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)

(2)**身体障害者手帳**

(3)**身体障害者訪問入浴サービス診断書**(用紙は障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)

(4)**課税証明書**(一部転入者)

【有効期間】

1年以内(利用を決定した日から直近の7月31日まで)

※毎年7月に再認定及び利用者負担額の見直しを行います。

【利用者負担】

入浴介護等に要する費用の一部が自己負担となります。利用者及び扶養義務者の前年所得税額等により、自己負担の金額が決定します。なお、災害や失業等で生活基盤に著しい被害を受けたときは軽減される場合がありますのでご相談下さい。

【窓 口】

本　　庁:障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

②福 祉 車 両 の 貸 出

車いすを使用している方、または歩行が著しく困難な方等に対して、車いすのまま乗降できる「福祉車両」を貸し出します。

【対象者】

市内に在住し、福祉車両を使用しなければ外出が困難で、下記のどちらかに該当する方及びその家族

・高齢や障害のため常時車いすを使用している方

・疾病等で一時的に車いすを必要とする方

※運転者は利用者が確保してください。

【利用申請】

利用日の2か月前～7日前までに**「福祉車両貸出申請書」**及び**「自動車保険証の写し（他車運転特約に加入が必須）」**を提出してください。

※電話または来所にて仮予約をした場合には、**1週間以内に**必要書類を提出してください。

【利用期間】

1回につき3日以内（年末年始を除く）

【利用料】

無料（ただし、走行距離に応じて燃料費の負担があります）

「赤い羽根号（電動リフト付き）」（車種：日産 セレナ）：10kmごとに250円

「スマイル号（スローパー付き）」（車種：ダイハツ タント）：10kmごとに200円

※有料道路通行料金、駐車料金等は利用者負担となります。

◎詳しくは、下記窓口までお問い合わせください。

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

《所在地》 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 本庄ガスECOはにぽんプラザ内

③生活福祉資金等の貸付（埼玉県福祉資金）

障害のある方の生活や社会参加を支援するため、次のような貸付制度が有ります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯

【福祉資金（福祉費）の種類】

（1）生業を営むのに必要な資金

（2）技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

（3）住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費

（4）福祉用具等の購入に必要な経費

（5）障害者用自動車の購入に必要な経費

（6）負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

（7）障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

（8）冠婚葬祭、住居移転、その他日常生活上一時的に必要な経費など

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 本庄ガスECOはにぽんプラザ内

(6)意思疎通支援

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方の日常生活及び社会生活におけるコミュニケーション手段を確保し、情報保障や社会参加を促進するために行います。

①手話通訳者の派遣(地域生活支援事業)

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方のコミュニケーション手段を確保して、様々な日常生活を支援し、社会参加を促進するため手話通訳者を派遣します。この事業は本庄市、美里町、神川町及び上里町が共同で本庄市社会福祉協議会に委託し実施しています。

手話通訳者の派遣は原則として無料ですが、派遣の内容により交通費等の実費負担が必要な場合があります。

【対象者】

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会(手話通訳者派遣担当) FAX 22-7309　TEL 22-7275

《所在地》 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

市民活動交流センター(はにぽんプラザ)内

☆派遣依頼は直接ご連絡をお願いします。

②要約筆記者の派遣(地域生活支援事業)

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方で手話のわからない方を対象に、要約筆記を行う通訳者(要約筆記者)を派遣します。この事業は、本市が社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に委託し実施しています。

要約筆記者の派遣は、原則として無料です。

【申込先】

埼玉聴覚障害者情報センター

FAX 048-814-3354 TEL 048-814-3353

《所在地》〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

(埼玉県浦和地方庁舎別館2階)

③手話奉仕員養成講座の開催（地域生活支援事業）

聴覚障害のある方の生活や関連する福祉制度についての理解を深めるとともに、日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得するために、手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）を開催します。

この事業は本庄市、美里町、神川町及び上里町が共同で本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。開催時には、本市の広報ほんじょう又はおしらせ版で広報をします。

【対象者】

市内在住・在勤（学）の方

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

本庄市社会福祉協議会　　電話 22−7275 FAX 22−7309

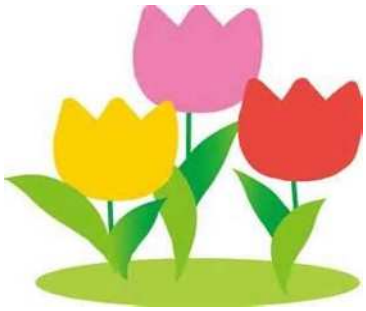

(7)社会参加支援

①福祉タクシー利用券の交付(地域生活支援事業)

在宅の重度心身障害者を対象に、タクシー利用料金(基本料金)の助成として福祉タクシー券を交付しています。埼玉県又は本市と協定を結んだ事業所で利用できます。

【対象者】

本市に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方

(2)○A又はAの療育手帳を持っている方

※ 上記(1)又は(2)の方のうち、「本庄市在宅重度心身障害者自動車等燃料費助成要綱」に規定する燃料費の助成を受けていない方(選択制)。

【利用券】

一年度最大28枚を交付。以後、申請月が遅れるごとに交付枚数が減ります。

※ 有効期間は一年度(4月～3月)限りです。

【申請手続に必要なもの】

(1)身体障害者手帳又は療育手帳

(2)(代理人が来る場合は、)代理人の身分証明書

【留意事項】

(1)福祉タクシー利用券は、1回の乗車につき1枚(乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の場合は2枚まで)利用できます。

(2)利用しようとするときは、運転者に対して身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

(3)福祉タクシー利用券の再交付はできませんので、紛失をしないように大切に保管し使用してください。

【窓 口】

本　　庁:障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

②自動車等燃料費の助成(地域生活支援事業)

在宅の重度心身障害者が移動に要する自動車又はバイクの運行に伴う燃料費用(ガソリン代又は軽油代)の一部を助成します。

【対象者】

本市に住所を有する在宅の方で、道路交通法の規定に基づく運転免許及び自動車又はバイクの所有者で、自ら当該自動車又はバイクを運転する方で、かつ、次のいずれかに該当する方が対象となります

① 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方

② 上記①のうち視覚障害者と同居し、生計を一にする親族で、主に移動支援を行っている方

③ ○A 又はAの療育手帳を持っている方

④ 上記③の方と同居し、生計を一にする親族で、主に移動支援を行っている方

⑤ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

※ 上記①～⑤の方のうち、「本庄市重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱」に規定する利用券の助成を受けていない方（選択制）。

【助成内容】

使用した燃料1リットルにつき50円。ただし、1か月あたり自動車 20 リットル、バイク5リットルが限度となります。

なお、自動車とバイクの重複助成はしません。

【申請手続に必要なもの】

（1）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

（2）自動車検査証（バイク125CC以下は市が発行する「標識交付証明書」）

（3）運転免許証（対象者②、④の方以外は障害者ご本人のもの）

（4）本人名義の預金通帳

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

③身体障害者自動車改造費の補助（地域生活支援事業）

身体障害者の方が就労等に伴い自動車を取得し、これを自ら運転することができるよう改造する場合に、その費用の一部を補助します。

なお、補助を受けようとするときは、改造する前に申請が必要となります。

【対象者】

本市に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

（1）身体障害者手帳の交付を受けている方

（2）就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

（3）自動車の一部を改造することにより収入が向上し、又は就労の機会が拡大する等、その更生が見込まれる方

（4）一定の所得金額以下の方

【助成内容】

① 対象となる経費

自動車の操行装置や駆動装置等の一部を改造するのに要する経費

② 補助額

対象経費の額。ただし、10万円を限度。

【申請手続に必要なもの】

（1）身体障害者手帳

（2）自動車改造実施計画書（窓口に指定様式があります。）

（3）改造経費の見積書

（4）本人名義の預金通帳

※ その他改造内容によって必要なものが生じる場合があります。

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

④身体障害者自動車運転免許取得費の補助（地域生活支援事業）

道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障害者の方に、取得費用の一部を補助します。

【対象者】

本市に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

（1）身体障害者手帳を持っている方

（2）免許の取得により収入が向上し、又は就業もしくは就職に著しく有利となるなど、更生が見込まれる方

（3）道路交通法に規定する免許の受験資格を有する方

【助成内容】

（1）対象となる経費

都道府県公安委員会が指定する指定自動車教習所における免許取得経費

・入学金 ・教習料 ・教習コース使用料 ・技能検定料 ・学科試験受験料

（2）補助額

対象経費の3分の2を補助します。ただし、12万円を限度。

【申請手続に必要なもの】

（1）身体障害者手帳

（2）指定自動車教習所における免許取得経費がわかるもの

（3）本人名義の預金通帳

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

⑤運転適性相談

心身の障害のある方で、これから運転免許を取得したい方、あるいは運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方の適性相談を行っています。

【窓 口】

埼玉県警察本部運転免許センター 1階 安全運転相談室

電 話 ①#8080

②048−543−2001

FAX 048−543−7727（聴覚障害者専用）

≪所在地≫ 〒365-0028 埼玉県鴻巣市鴻巣405-4

【受付日時】

（1）月曜日～金曜日の平日 午前9時～午後3時

（2）毎月第3日曜日（あらかじめ予約が必要です。）

⑥身体障害者補助犬の給付

身体障害者補助犬を適切に利用することによって社会復帰、自立、行動範囲の拡大をすることができる方に盲導犬を給付します。

ただし、給付にあたり盲導犬訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

【対象者】

（1）1級の視覚障害者（盲導犬）

（2）1から2級の肢体不自由者（介助犬）

（3）2級の聴覚障害者（聴導犬）

【窓 口】

・本 庁：障害福祉課 電話 25−1125 FAX 23−1963

・児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

・埼玉県障害者福祉推進課 電話 048−830−3309

FAX 048−830−4789

⑦点字・声の広報等発行・配付（地域生活支援事業）

重度の視覚障害のある方に、本市の広報紙「広報ほんじょう」の内容を朗読したCDを配送します。

ご利用を希望される方は、事前に下記のいずれかの窓口に申請が必要となります。

【対象者】

重度の視覚障害のある方

【窓 口】

・本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

・児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

⑧点 字 図 書 等 の 閲 覧 貸 出

各県立図書館では視覚障害者の方に、点字図書、録音図書（テープ又はCD）の閲覧貸出等を行っています。

ご利用には、登録が必要です。（電話又は手紙・メール可）

詳細は下記にお問い合わせ下さい。

【窓 口】埼玉県立熊谷点字図書館 電話 048-525-0777 FAX 048-527-4023

≪所在地≫ 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎 3 階

⑨点　字　に よ る 投　票

投票所で点字による投票をすることができます。

点字投票用の投票用紙と点字器をご用意しますので、投票所の係員に申し出てください。

【対象者】

視覚障害者で、点字での投票を希望される方

【窓 口】

本庄市選挙管理委員会事務局 電話25−1187 FAX 22−0608

⑩郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票

「郵便等による不在者投票」とは、身体に重度の障害があり投票に行けない方が、郵便又は信書便で投票できる制度です。事前に申請をし、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【対象者】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証が交付されていて、次のいずれかに該当する方が対象となります。

■身体障害者手帳

両下肢・体幹・移動機能の障害	1級か2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能の障害	1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能の障害	1級から3級

※ 上記対象者のうち、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が1級であると記載されている方は、「代理記載による投票」ができますので、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、事前に

手続きを行ってください。

■戦傷病者手帳

両下肢・体幹	特別項症から第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能の障害	特別項症から第3項症

※ 上記対象者のうち、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症であると記載されている方は、「代理記載による投票」ができますので、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、事前に手続きを行ってください。

■介護保険の被保険者証

要介護状態区分	要介護5

【窓 口】

本庄市選挙管理委員会事務局 電話25−1187 FAX 22−0608

⑪障害者レクリエーション活動（地域生活支援事業）

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇活動の支援を行うため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催しています。

◆障害者生活支援センターさわやか

本庄市、美里町、神川町及び上里町に在住する身体障害者を対象として、社会福祉法人等に委託をし、スポーツ教室等を開催しています。

【窓　口】

障害者生活支援センターさわやか　電話　25-5620　FAX 25-5640

≪所在地≫〒367-0038　本庄市いまい台2-43（本庄市障害福祉センター内）

⑫障害者地域活動支援センター（地域生活支援事業）

創作的活動や生産活動、社会との交流促進など障害者の地域活動の支援を行います。利用を希望される方は、障害福祉課又は支所市民福祉課へご相談ください。

【施設名称】

◆地域活動支援センターポノポノ　電話 23-2195　FAX 23-2195

《所在地》〒367-0045　本庄市柏1－6－1

・対　象　者：本庄市、美里町、神川町又は上里町に在住する精神障害者

・開所日時：月～金曜日　午前9時～午後5時

・定　　員：20名

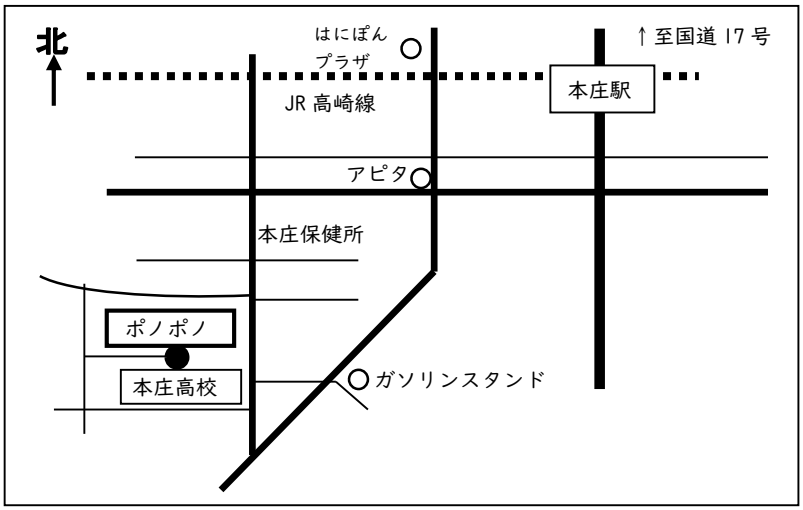

◆障害者地域活動支援センターデイケアひまわり

電話 21-6568　FAX 21-8013

《所在地》〒367-0038 本庄市いまい台 2-43（本庄市障害福祉センター内）

・対　象　者：本庄市に在住する身体障害者、知的障害者

・開所日時：月～金曜日　午前8時30分～午後3時30分まで

第3土曜日　午前8時30分～午後3時30分まで

・定　　員：19名

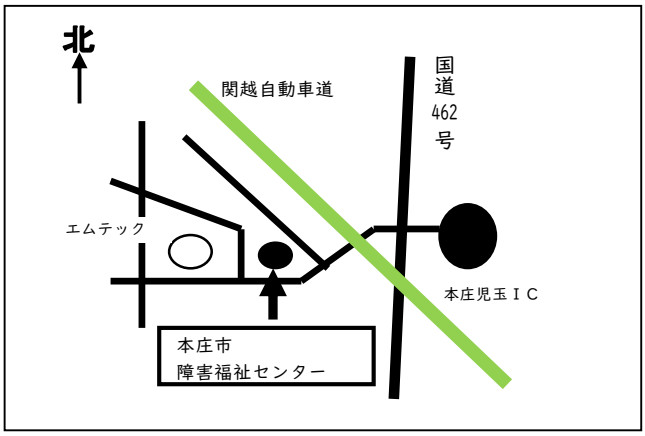

(8)住まい

①住宅改修費の支給

日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の重度身体障害者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の 20 万円を上限に補助します。ただし、所得に応じて一部自己負担金があります。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害児、及び身体障害者であって障害程度等級3級以上の方（ただし特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の方。）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。

◆ 本制度は、介護保険制度による給付を受けられる場合は、原則として対象外になります。

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

②重度障害者居宅改善整備費の補助

在宅の重度障害者のために居室、便所、浴室等居宅の一部を改造する場合、生活保護世帯の方は36万円・その他の世帯の方は24万円を上限に補助します。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

障害の部位が下肢又は体幹で、手帳に記載された障害の程度が 1 級又は2級である方

※ 本制度の利用の場合、住宅改修費の支給の適用が優先となります。また、住宅改修費の支給との重複部分は補助対象外です。

◆ 本制度は、介護保険制度による給付を受けられる場合は、原則として対象外になります。

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

③県営住宅の特例申込み・家賃減額

県営住宅の申込みにおいて、障害者世帯として当選確率が高くなる抽選申込みが受けられるなど優遇制度があります。また低所得世帯については家賃減額制度もあります。

【対象者】

（1）1級～4級の身体障害者手帳を持っている方の世帯

（2）○A、A又はBの療育手帳を持っている方の世帯

（3）1級～2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方又は精神障がい者で1級～2級の障害年金の証書を交付されている方の世帯

（4）戦傷病者手帳を持っている方で、恩給法に規定された特別項症から第6項症又は第1款症に該当する方の世帯

（5）「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる376の疾病により障害福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方

【窓 口】

埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話 048-829-2875

《所在地》 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

④市営住宅の優遇制度

市営住宅の入居を希望するときに、次の方の世帯には、当選確率が高くなるなどの優遇制度があります。

【対象者】

（1）1級～4級の身体障害者手帳を持っている方の世帯

（2）○A、A又はBの療育手帳を持っている方の世帯

（3）1級～2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯

（4）戦傷病者手帳を持っている方で、恩給法に規定された特別項症から第6項症又は第1款症に該当する方の世帯

【窓口】

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 電話 048-577-6043

《所在地》 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2

⑤単身者の市営住宅、県営住宅の入居申込み

次の方は、単身者でも市営住宅、県営住宅の入居申込みができます。

【対象者】

（1）1級～4級の身体障害者手帳を持っている方

（2）○A、A、B又はCの療育手帳を持っている方

（3）1級～3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

（4）戦傷病者手帳を持っている方で、恩給法に規定された特別項症から第6項症又は第1款症に該当する方

※ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、障害者自立支援法に伴う制度改正で単身申込みが可能になったものですが、常時の介護を必要としない状態であること、相談対応や緊急時の医療機関への連絡などについて、支援が可能であることなどが申込みの条件になります。

【窓 口】

■市営住宅

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 電話 048-577-6043

《所在地》 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2

■県営住宅

埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話 048-829-2875

《所在地》 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

(9)障害のある方の権利擁護

①あんしんサポートねっと(福祉サービスの利用援助)

生活支援員が利用者宅を訪問し、見守り、福祉サービスの利用手続き、各種利用金の支払い、年金等の受領、生活費の届けなどの援助を行います。契約後の援助には、料金がかかります。

(ただし、生活保護世帯の方は無料です。)

【対象者】

知的障害又は精神障害のある方で、判断能力が十分でないため、日常生活や福祉サービスの利用等に援助を必要としている人(居宅で生活している人に限らず、施設や病院などを利用している人も対象となります。)

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 本庄ガスECOはにぽんプラザ内

②成 年 後 見 制 度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な方の権利を守り、生活の安定や財産管理を適切に行うための制度です。家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の意思を尊重しながら必要な手続きや契約行為を支援します。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つで構成されています。

【法定後見制度】

本人の判断能力の程度に応じて、次の3つの類型に分かれます。

類 型	本人の判断能力	本人の権利を守る人	
補 助	不十分	補 助 人	「監督人」が選任されることがあります。
保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
後 見	全くない	成年後見人	

【任意後見制度】

本人が十分な判断能力を有しているうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に代わりに行ってもらいたい事務の内容を契約で定めておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結します。

本人の判断能力に不安が生じた段階で、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときに初めて契約の効力が生じ、任意後見人による支援が開始されます。

【相談窓口】本庄市成年後見サポートセンター

成年後見制度に関する相談を受け付けています。市内在住のご本人のほか、市内在住の方のご親族や支援関係者等からの相談もお受けします。

<一般相談>

サポートセンターの職員が電話や来所による相談にお応えします。法律等の専門知識が必要な場合は、専門相談におつなぎします。

相談日時：月曜日～金曜日（休日、年末年始を除く。）午前８時 30 分～午後５時 15 分

＜専門相談＞

成年後見相談員と弁護士又は司法書士が直接相談にお応えします。

事前予約制で、1回の相談はおおむね 30 分～1 時間です。

相談日時：毎月第2・4火曜日（休日を除く。）午後 1 時～4 時

予約は、前月初日（土・日・休日を除く。）から先着順で、当日午後２時まで受付。

＜連絡先＞

本庄市成年後見サポートセンター（本庄市社会福祉協議会）

電話 24-2755　FAX 21-5516

《所在地》 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 本庄ガスECOはにぽんプラザ内

③権 利 擁 護 セ ン タ ー

権利擁護センターは、高齢者の方、障害のある方、福祉サービスを利用している方のあんしん生活を支援します。

※ 認知症高齢者や障害のある方が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、ご本人やそのご家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、専任の生活相談員（社会福祉士など）や弁護士、司法書士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援（助言、関係機関との調整など）します。

相談内容	曜日	時間	相談員
生活相談 家庭や職場、施設における日常生活全般に関すること	月～金曜日	9時～16時	生活相談員が担当 （社会福祉士など）
法律相談 相続、遺言、契約、婚姻、財産管理、消費契約問題などの法律に関すること	毎週水・金曜日	13 時～ 14 時 30 分 ＊予約が必要です	弁護士または司法書士が担当 ＊まずは生活相談でお受けします。 ＊第4水曜日は、成年後見相談になります。

※ ただし、祝日・年末年始は除く。

【窓 口】

権利擁護センター（相談専用番号）048-822-1204 ／ 048-822-1240

FAX 048-822-1406

《所在地》〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4ー2ー65

（彩の国すこやかプラザ内）

④虐 待 防 止 セ ン タ ー

本庄市障害福祉課では、障害者虐待防止センターとしての機能を果たしています。養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。

【窓 口】

本庁：障害福祉課 電話25ー1125 FAX23ー1963

⑤虐待通報ダイヤル

埼玉県では児童・高齢者・障害のある方の虐待の通報や相談等を行いやすいよう、虐待通報ダイヤル#7171 を開設しています。#7171 では24時間 365 日対応して、相談を受け付けています。

【窓 口】

埼玉県福祉政策課 電話 048-830-3380 FAX 048-830-4801

《所在地》〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

（10）防災・緊急時

①ファックス119番通報システム

このシステムは、言語による119番通報が困難な聴覚及び言語障害者等が緊急通報を行う補助手段として、ファックスを利用して消防指令センターに119番通報（火災や救急などの緊急通報）を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。また、あわせて手話通訳者の派遣依頼もできます。

【ファックス119番】

119

【利用対象者】

本庄市、美里町、神川町及び上里町に在住、在勤又は通学している聴覚又は言語・音声等に機能障害のある方

【利用範囲】

児玉郡市広域消防本部管内（本庄市、美里町、神川町、上里町）

【利用手続等】

（1）申請について

あらかじめ「消防本部の緊急対応のための登録同意書」（※）を本庄市社会福祉協議会へFAX（22−7309）で送信し登録をします。

（2）利用開始について

緊急時には「消防FAX通報」用紙にて児玉郡市広域消防本部へFAX通報をしてください。なお、近くの方に助けを求めることができるときは、通報を依頼してください。

（※）「消防本部の緊急対応のための登録同意書」

この同意書は、あらかじめ登録をしておくことにより、緊急通報時に迅速・正確に対応することを目的としたものですが、本人の同意の有無により、必ず提出しなければいけないものではありません。この同意書の提出がなくてもFAX緊急通報はできます。

※ 救急車が出動しなくても医療が受けられる場合などには、「緊急手話通訳者依頼」用紙により、手話通訳者の派遣依頼のみを行うことができます。

【利用上の注意事項】

（1）ファックス119番通報受信後に、「消防車（救急車）が向かいました。」などの返信ファックスを送信します。

（2）ファックス119番通報は、児玉郡市広域消防本部管内からの要請に限り利用することができます。なお、児玉郡市広域消防本部の業務区域外において消防機関に緊急通報する場合は、近くの方に助けを求めるなど別の手段で、管轄する消防機関に通報してください。

（3）ファックス119番通報を利用する場合の通信利用料は、利用者の負担となります。

（4）「消防FAX通報」用紙をあらかじめ記入し、緊急時スムーズに通報が行えるよう準備を整えておくことをおすすめします。

（5）ファックス119番通報は、緊急通報用専用ですので、問い合わせには使用しないでください。

※【NET119 緊急通報システム】
聴覚や発話等に障害があり、音声での 119 番通報が困難な方が、携帯電話等のインターネット機能を活用し、画面操作により 119 番通報を行うことができるサービスです。事前に利用者登録が必要です。詳細は、児玉郡市広域消防本部のホームページをご覧ください。

https://www.kodamakouiki.jp/syoubouindex/top/R2/net119touroku/NET119touroku.htm

消防FAX通報

FAX → １１９

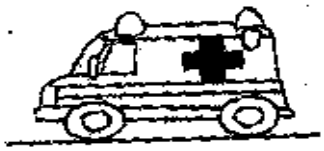

火　事	救　急
自　宅 隣の家	急　病 け　が

通訳派遣の要否：　要　・　否

あなたは？

氏　名

消防車・救急車はどこへ向かえばいいですか？

住　所

マンション・アパート名　　号室

いま使っているFAX番号は？

番　号

児玉郡市広域消防本部　指令課

本庄市西富田904−3

消防本部の緊急対応のための登録同意書

消防FAX通報に迅速・正確に対応していただくために、下記の情報を消防本部に登録することを同意します。

年　月　日

	氏名	生年月日	性別		聴覚	
			男	女	障	健
同居している家族						

住　所	
近くの目印	
FAX番号	
TEL番号	
連 絡 先	
かかりつけの病院	
そ の 他	

（救急車・消防車は不要）

緊急 手話通訳者依頼

広域消防本部 指令課 御中

FAX 番号 → 119

名 前	
住 所	
FAX	

日 時	
場 所	自宅
	病院（ ）
	その他（ ）
内 容	けが ・ 病気 ・ 事故 など

②メール・ファックス１１０番

埼玉県警察では、聴覚に障害のある方、又は言葉が話せない方が事件や事故にあったときに、警察への緊急通報に利用する「ファックス１１０番」と併せて、携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用した「メール１１０番」を開設しています。

【ファックス１１０番】０１２０－２６４－１１０

詳しい利用方法は、埼玉県警ホームページをご確認ください。

③防災行政無線メール・ファックス送信サービス

本市の防災行政無線の内容を、無料でファックス又はメール（携帯電話・パソコン）にて送信するサービスです。

【対象者】

音声でコミュニケーションをとることが困難な重度の聴覚障害をお持ちの方

【申込手続】

障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課へ申込みをしてください。

【申込手続に必要なもの】

（１）障害者手帳

（２）**受信するファックス番号**又は**メールアドレス**

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 FAX 72－1630

【留意事項】

（１）本市の防災行政無線で放送するすべての内容を送信します。そのため、市の行事の案内、交通安全の呼びかけ、尋ね人捜索など災害以外の情報も送信されますので、あらかじめご了解ください。ただし、交通安全、選挙投票の呼びかけなど災害に関係ない内容を繰り返し放送する場合は、一回の送信で終了する場合が有ります。

（２）送信に関する費用は無料です。ただし、FAXの用紙、携帯電話のメール受信料など、受信に関する費用は自己負担です。

（３）FAXをお持ちでない方は、日常生活用具でFAXの給付がありますので、障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課とご相談ください。

（４）このサービスの利用にあたり、本庄市防災担当及び児玉郡市広域消防本部本庄分署が申込書に記載された個人情報を利用すること、及び本庄市障害者福祉担当から必要な情報の提供を受けることにご承諾が必要となります。

防災行政無線FAX等送信申込書兼個人情報利用及び提供同意書

年　月　日

（あて先）本 庄 市 長

（申込者）

住 所 本庄市

氏 名

FAX 又は電話番号

防災行政無線 FAX 等送信サービスの利用を申し込みます。

なお、当サービスの利用にあたり、本庄市防災担当及び児玉郡市広域消防本部本庄分署が当申込書に記載された個人情報を利用すること及び本庄市障害者福祉担当から必要な情報の提供を受けることに同意します。

<table>
<tr><td rowspan="3">利用者</td><td>住　　所</td><td colspan="3">本庄市</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日･性別</td><td colspan="3">T･S･H　　年　　月　　日　　男 ・ 女</td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用方法等</td><td rowspan="3">希望する受信 方法</td><td></td><td colspan="2">① FAXに受信</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">② FAXとパソコン（Eメール）に受信</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">③ FAXと携帯電話（Eメール）に受信</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受信するFAX番号又はアドレスを記入してください。</td><td colspan="2">FAX番号</td><td>0495－　　－</td></tr>
<tr><td>携帯電話のメールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>パソコンのメールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※希望する受信方法は、①、②、③のいずれか一つに、○印を記入してください。

※窓口のほか、郵送でも受付できます。（郵送の場合は本庄市障害福祉課宛）

■受付窓口 本庄市障害福祉課援護係（〒367-8501 本庄市本庄3－5－3）
FAX 23－1963 TEL 25－1125
児玉総合支所支所市民福祉課
FAX 72－1630 TEL 71－5889

④ヘルプカード（ヘルプマーク）

「障害がある」など支援を必要な方が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられない時に、周囲の人へ「手助け」を求めるためのカードです。

ホームページからのダウンロードや市の窓口で配布していますので、連絡先や配慮してほしいことなどを記入して携帯してください。

また、埼玉県が作成しているヘルプマークについても配布していますので、ご希望の方は窓口までお問い合わせください。

【対象者】

支援が必要なときに、自分から支援が求められない心配がある人

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25−1125 FAX 23−1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71−5889 FAX 72−1630

⑤本庄市避難行動要支援者避難支援制度

災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の情報を、自治会や民生委員などに提供し、見守り活動や災害時の支援・安否確認等に役立てることで、地域の助け合いの体制づくりを進める制度です。

【対象者】

災害時に自力で避難することが困難な市内の在宅生活者のうち、以下の区分に当てはまる方

1.65歳以上の一人暮らし	2.70歳以上のみの世帯
3.要介護度4以上	4.身体障害者手帳1・2・3級
5.療育手帳Ⓐ・A・B	6.精神障害者保健福祉手帳1・2級
7.その他避難支援が必要と認められる方	

【窓　口】

地域福祉課 電話 25−1142　FAX 71−4508

《所在地》 〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3（本庄市役所内）

⑥福祉避難所

【福祉避難所とは】

福祉避難所とは、指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のために、特別な配慮がなされた避難所のことです。

避難する要配慮者の状態や障害特性などに応じたケアが行われ、かつ、ポータブルトイレなどの器物、紙おむつなどの消耗器材などが原則として配備されている他、バリアフリー化が図られているなど、一般の避難所よりも特別の配慮がなされています。

福祉避難所は、全市民を対象とした指定避難所（小中学校など）とは別に、市においてその必要性を判断し開設する避難所（二次避難所）です。

【福祉避難所の対象となる方】

福祉避難所の対象となる方は、指定避難所では生活することが困難な要配慮者として、福祉避難所の対象とすべきと市において判断した方です。

福祉避難所においては、市からの要請により速やかに開設（受入れ）体制を整えた後、市からの要請を受けた方について受け入れることになります。

【市内の福祉避難所】

市では、次の社会福祉法人及び特別支援学校と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、災害対策基本法に基づき福祉避難所を指定しています。

施設名	場所
社会福祉法人 安誠福祉会 介護老人福祉施設安誠園	本庄市小和瀬 1666
社会福祉法人 柏樹会 特別養護老人ホーム シャローム	本庄市今井 1245-1
社会福祉法人 宥和 特別養護老人ホーム トマト村	本庄市早稲田の杜 5-14-18
社会福祉法人 児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホーム	本庄市児玉町児玉 734-1
社会福祉法人 武蔵野福祉会 特別養護老人ホーム 千鳥の丘	本庄市児玉町宮内 1250-1

社会福祉法人 本庄ひまわり福祉会 本庄ひまわり自立支援センター	本庄市今井 1037-1
社会福祉法人 はなわ福祉会 はなわの杜	本庄市児玉町金屋 1284-1
埼玉県立本庄特別支援学校	本庄市栗崎 828
社会福祉法人 明正会 特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	本庄市北堀779−3

【窓 口】

危機管理課 電話 25−1184 FAX 22−0602

《所在地》 〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3（本庄市役所内）